

○令和5年4月臨時議会提出予定案件の概要

報告第 1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について） （日間賀小学校体育館内で発生した児童の転倒事故） （専決 令和5年3月30日）

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

1 相手方

南知多町大字*****

事故被害者*****さんの保護者 *****

2 事故の概要

平成24年5月9日午前10時40分頃、日間賀小学校体育館において、放課時間中に当時小学校3年生の相手方児童が友人2人と追いかけてっこをしていたところ、床が雨漏りで濡れていたため、足を滑らせて転倒した際、顔面を床に打ちつけ前歯の外傷性脱臼および歯槽骨を骨折する事故となったものである。

3 損害賠償の額及び和解の内容

(1) 損害賠償の額 金686,110円

(2) 和解の内容

相手方に対し、事故に係る治療費等として上記損害賠償の額を支払うこと。

議案第30号 専決処分の承認を求めることについて （南知多町税条例の一部を改正する条例について） （専決 令和5年3月31日）

1 提案の理由

地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたこと等に伴い、緊急に南知多町税条例を改正する必要性が生じたことにより、同日、同条例の一部改正について地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要があるからである。

2 改正の主な内容

(1) 個人の町民税関係

ア 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長する改正 (附則第8条関係)

イ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長する改正 (附則第17条の2関係)

(2) 固定資産税関係

ア 中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る特例措置の創設に伴う改正 (附則第10条関係)

イ 地方税法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合（わがまち特例の割合）を追加する改正 (附則第10条の2関係)

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る課税標準の特例3分の1の追加

ウ 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する税額の減額

- 措置の創設に伴う改正 (附則第 10 条の 3 関係)
エ 不均一課税による固定資産税の税率の特例の対象期間を 2 年延長する改正
(附則第 10 条の 4 関係)

(3) 軽自動車税関係

- ア 軽自動車税の環境性能割に係る臨時的軽減措置であった、非課税及び税率の軽減に係る規定の削除 (旧附則第 15 条の 2 及び附則第 15 条の 6 関係)
イ 排出ガス性能及び燃費性能に優れた軽自動車に対して、それらの性能に応じて種別割の税率を軽減する、グリーン化特例の期限を延長する改正
(附則第 16 条及び第 16 条の 2 関係)

(4) 納付書等関係

- 地方税法施行規則における納付書等の様式の新設に伴う改正
(第 44 条、第 46 条、第 48 条、第 90 条及び第 93 条関係)

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

- (2) 固定資産税に関する経過措置
(3) 軽自動車税に関する経過措置

議案第 3 1 号 専決処分の承認を求めることについて

(南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について)

(専決 令和 5 年 3 月 3 1 日)

1 提案の理由

地方税法等の一部を改正する法律が令和 5 年 3 月 3 1 日に公布されたことに伴い、緊急に南知多町都市計画税条例を改正する必要性が生じたことにより、同日、同条例の一部改正について地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要があるからである。

2 改正の主な内容

- (1) 地方税法の一部改正に伴う字句の整理
(附則第 2 項から第 6 項まで及び第 17 項関係)

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

- (2) 経過措置

議案第32号 専決処分の承認を求めることについて
(南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)
(専決 令和5年3月31日)

1 改正の理由

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に南知多町国民健康保険税条例を改正する必要性が生じたことにより、同日、同条例の一部改正について地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める必要があるからである。

2 改正の主な内容

低所得者に係る保険税軽減の基準額の改正 (第23条関係)

(1) 5割軽減基準額

改正前 前年合計所得が、43万円+28.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯

改正後 前年合計所得が、43万円+29万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯

(2) 2割軽減基準額

改正前 前年合計所得が、43万円+52万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯

改正後 前年合計所得が、43万円+53.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日

(2) 経過措置

改正後の南知多町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第33号 令和5年度南知多町一般会計補正予算(第1号)

補正額 149,496千円 補正後 7,463,496千円

1 職員人件費

○歳出

①人件費

17,257千円

(低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業)

・職員手当等(時間外勤務手当)

153千円

(新型コロナワクチン接種事業費)

・職員手当等(時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当)

17,104千円

2 企画財政課

○歳入

①繰越金 繰越金の増（歳入の財源調整）	1 6 2 千円
3 健康子育て室	
○歳入	
①国庫支出金	1 4 8, 9 7 2 千円
・新型コロナウイルスワクチン接種対策費の増	1 0 6, 2 7 6 千円
・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業費	1 0, 6 0 0 千円
・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事務費	1, 8 5 0 千円
・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費の増	3 0, 2 4 6 千円
②県支出金	
・若年がん患者在宅療養支援事業費	1 6 2 千円
③諸収入	
・新型コロナワクチン接種費	2 0 0 千円
○歳出	
①民生費	
・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費（需用費 役務費 委託料 負担金、補助及び交付金）	1 2, 2 9 7 千円
②衛生費	1 1 9, 9 4 2 千円
・若年がん患者在宅療養支援事業補助金	3 2 4 千円
・新型コロナウイルスワクチン接種事業費（報償費 旅費 需用費 役務費 委託料 使用及び賃借料 備品購入費）の増	1 1 9, 6 1 8 千円